

平成27年度行政監査

指摘事項	指摘に対する措置
<p>現金等の收受、保管及び払込み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳入金を徴収又は収納したときは、宇都宮市会計規則第36条第1項第1号により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されているところ、9か所の地域コミュニティセンターにおいて、払込みの時期が、2週間に1回程度であり14か所の地域コミュニティセンターにおいて月に1回程度であった。 <p style="text-align: center;">みんなでまちづくり課</p>	<p>指摘を踏まえ、平成27年度中に「地域コミュニティセンター管理運営マニュアル」の見直しを図り、「現金は1週間以内に金融機関に納付すること」とし、指導を行いました。</p>
<p>関係帳簿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳入受託者の取り扱った現金を、現金出納員等の取扱い分と区分せず、現金出納員等の記載する帳簿に記載していた。 <p style="text-align: center;">スポーツ振興課</p>	<p>指摘を踏まえ、現在は、歳入受託者の取り扱った現金は、歳入受託者から引継ぎを受けた際に、現金出納整理簿に現金出納員等の取扱い分と区分して記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市公印規則第13条の規定により、印影を印刷した印刷物の管理に当たっては、公印印影印刷物受払簿により受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、市体育施設使用許可申請書（使用許可書）について、受払簿を作成していなかった。 <p style="text-align: center;">スポーツ振興課</p>	<p>指摘を踏まえ、体育施設使用許可申請書（使用許可書）について、公印印影印刷物受払簿を作成し、記帳するよう改善しました。</p>
<p>私人への収納委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳入受託者は、市会計規則第36条第1項第2号の規定により、収納金出納簿を備え現金の収納及び払込み状況について記載しなければならないが、収納金出納簿を作成していなかった。 <p style="text-align: center;">スポーツ振興課</p>	<p>指摘を踏まえ、指導を行い、現在は、歳入受託者が収納金整理簿を作成し記載しております。</p>